

令和 6 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書 (前期)

志摩市監査委員

監 査 第 5 1 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

志 摩 市 長 様
志 摩 市 議 会 議 長 様
各部署（局・室・所・施設）長 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 濱 口 卓

令和 6 年度定期監査結果報告書（前期）の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び志摩市監査基準第 3 条第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び志摩市監査基準第 1 5 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監 査 の 種 類	1
2. 監査の対象及び監査の期間	1
3. 監 査 の 着 眼 点	1
4. 監 査 の 実 施 内 容	2
5. 監査を実施した監査委員	2
6. 監 査 の 結 果	2
全 般 的 共 通 事 項	3
各部署に関する事項	4
(危 機 管 理 統 括 監)	4
(政 策 推 進 部)	4
(総 務 部)	5
(市 民 生 活 部)	5
(健 康 福 祉 部)	5
(水 産 農 林 部)	6
(観 光 経 済 部)	6
(建 設 部)	7
(上 下 水 道 部)	7
(出 納 室)	8
(教育委員会事務局)	8
(議 会 事 務 局)	8
(監 査 委 員 事 務 局)	8
(農業委員会事務局)	8

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同条第4項に基づく定期監査として実施した。なお、同条第2項に基づく行政監査もあわせて実施した。

2. 監査の対象及び監査の期間

実施期日	対 象 課 名 等
令和6年10月9日	秘書課、広報広聴課、総務課、課税課、収税課
令和6年10月10日	財政課、監査委員事務局、総合政策課
令和6年10月11日	環境・ごみ対策課、人権市民協働課、市民課、防災危機管理室
令和6年10月15日	水道総務課、下水道課、スマート改革・資産経営課
令和6年10月16日	教育総務課、学校教育課、議事課 水産課・全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム
令和6年10月17日	農林課・農業委員会事務局、生涯学習スポーツ課、 観光課、経済課
令和6年10月21日	建設整備課、都市計画課、営繕室、水道工務課
令和6年10月22日	介護・総合相談支援課、地域福祉課、こども家庭課、出納室
令和6年10月23日	健康推進課、保険年金課、生活支援課

3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて令和6年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

4. 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

5. 監査を実施した監査委員

中 島 郁 弘 (識 見 監 査 委 員)

下 村 卓 也 (議会選出監査委員)

6. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】： ①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】： 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】： 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意 見】： 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

《全般的共通事項》

(1) 随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約の理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し、志摩市随意契約実施ガイドライン及び志摩市競争入札実施要項等を参考の上、適正に事務処理されることを要望する。

なお、地方公営企業においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令等の規定に基づくものとする。

(2) 文書管理事務については、いくつかの部署において発送（施行）日、文書番号等の未記入及び起案者、決裁者、公印取扱責任者の押印漏れが見受けられた。

令和5年6月に文書管理システム及び電子決済システムが稼働したが、システムで作成した書面の起案文書について決裁日を登録する必要があるが多く部署で登録漏れが見受けられた。

次に、文書管理システムへの文書の保管場所の登録について正しく登録されていない部署が見受けられた。各部署、各施設において文書管理の徹底を図ることは当然だが、総括する部署においても文書管理が適切に実施されるように指導することを求める。

行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、志摩市事務決裁規程、志摩市文書管理規程及び志摩市公印規則に留意の上、事務処理されることを要望する。

(3) 税外債権について、納付期限を経過しても延滞金等を課さないことは、納付期限を遵守することの必要性を市民に周知できず、期限どおり納付する者との公平性を欠くことになる。このため、適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に引き続き努めることを要望する。その上で、回収不能な債権については、適時不納欠損と債権放棄を進められたい。

(4) 財政援助団体からの補助事業等実績報告書の記載方法について補助対象外経費を含む報告書が多く見受けられた。交付額は、補助対象経費で計算されており過大過少交付は、見受けられなかったが申請団体に対して適切な記入方法を指導することを求める。

(5) 時間外勤務については、時間外勤務手当予算の増額などにより改善がみられる反面、一部の部署では時間外勤務の恒常化が見受けられる。しかし、市全体の時間外勤務時間の合計は前年度に比べ減少した。人材確保の観点からもさらなる労務管理の徹底と業務の効率化を図り、職員の健康やワークライフバランスに悪影響が生じないように、全庁的に時間外勤務の縮減に努めることを要望する。

(6) 備品管理事務については、志摩市会計規則により備品台帳を備え付け、管理することとなっている。価格の高低にかかわらず、今後も備品台帳の整備に努め、適正に事務処理されることを要望する。

《各部署に関する事項》

【危機管理統括監】

(防災危機管理室)

特になし。

【政策推進部】

(広報広聴課)

(1) 「行政情報番組制作業務委託に関する文書」において業務完了確認書の日付が業務完成報告書の提出以前の日付となっていたので、今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(2) 「志摩市情報発信番組制作・放送業務委託」について契約書と契約書添付書類の発注者及び受注者の略称に整合がなかったので改められたい。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(秘書課)

特になし。

(総合政策課)

(1) 「志摩市まちづくりアンケート調査（幸福度調査）」について起案者印及び決裁欄への押印がない書類が複数見受けられた。今後は「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(スマート改革・資産経営課)

(1) 「公用車運行簿」について運転者及び同乗者記入欄に氏名以外のことが記入されていた。今後は「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 【注意事項】

(2) 「公衆用トイレに関すること（契約・業務依頼に関すること）」綴について決裁欄への押印がない書類が複数見受けられた。今後は「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

【総務部】

(総務課)

- (1) 「人事給与システム等運用保守業務委託」及び「人事給与システム使用」について契約書及び見積書の契約名称に一部誤りがあったので、今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(財政課)

特になし。

(課税課)

特になし。

(収税課)

特になし。

【市民生活部】

(市民課)

- (1) 「業務委託契約書」綴の住民基本台帳ネットワーク保守について、一部の月の検収調書が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(人権市民協働課)

- (1) 「地域課題解決事業」について助成金で交付するのであれば交付要綱の整備をするようにされたい。 【指摘事項】

(環境・ごみ対策課)

- (1) 「計量器（トラックスケール）検査業務委託」の業務報告書について契約期限を過ぎて提出されていた。受注者に期限の遵守を適切に指導されたい。 【注意事項】

【健康福祉部】

(健康推進課)

特になし。

(保険年金課)

- (1) 「後期高齢者医療電算業務委託」及び「糖尿病対策推進業務委託」の見積結果調書について税込み表記となっていた。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(介護・総合相談支援課)

- (1) 介護老人保健施設大規模改修事業の契約候補者決定通知書について記載内容に誤りがあった。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

(地域福祉課)

特になし。

(生活支援課)

特になし。

(こども家庭課)

- (1) 「放課後児童クラブ事業補助金関係文書」の補助事業等実績報告書に補助対象外の費用が含まれているものが見受けられるので申請者へ対象外経費を補助事業等の経費精算額に含めないように指導されたい。今後は「志摩市補助金等交付規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

【水産農林部】

(農林課)

- (1) 「阿児排水機場ゲート修繕工事」について仲裁合意書の日付に誤りが見受けられた。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

(水産課)

- (1) 財政援助団体から同一事業の補助事業等実績報告書が複数枚提出されている。同一団体の同一事業については、年度ごとにまとめるように指導されたい。

【注意事項】

- (2) 補助事業等実績報告書に補助対象外の費用が含まれているものが見受けられるので申請者へ対象外経費を補助事業等の経費精算額に含めないように指導されたい。今後は「志摩市補助金等交付規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

- (3) 起案文書等において複数修正テープによる字句の訂正が見受けられた。今後は「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

【観光経済部】

(観光課)

- (1) 補助事業等実績報告書に補助対象外の費用が含まれているものが見受けられるので申請者へ対象外経費を補助事業等の経費精算額に含めないように指導されたい。今後は「志摩市補助金等交付規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

(2) 「首都圏まるごと志摩プロモーション事業」の契約書と契約書添付書類の発注者及び受注者の略称に整合がなかった。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(3) 「創造の森横山作業維持管理」、「横山園地環境整備・自然植生保護管理業務」及び「創造の森横山環境整備業務」の契約書について約款が添付されていなかった。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(経済課)
特になし。

【建設部】

(建設整備課)

(1) 「志摩市内各地区市道安全対策工事」、「市道和具布施田線改良工事」及び「布施田向井浦排水処理施設送水ポンプ取替工事」について仲裁合意書の日付に記入漏れが見受けられた。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

(都市計画課)
特になし

(営繕室)

(1) 「切手受払確認簿」が文書目録に登録されていない為、早急に登録されたい。 【注意事項】

【上下水道部】

(水道総務課)
特になし。

(水道工務課)
特になし。

(下水道課)

(1) 「移動式汚泥乾燥処理設備工事」について仲裁合意書の日付に記入漏れが見受けられた。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 【注意事項】

【出納室】

(出納室)

- (1) 地方公共団体が金融機関に預けている元本1,000万円以上とその利息を超える部分についても、ペイオフの対象となるので全額保護される利息のつかない普通預金などへの変更も含めリスク管理として検討すること。 【意見】

【教育委員会事務局】

(教育総務課)

特になし。

(学校教育課)

- (1) 「浜島小スクールバス運行関係文書」について契約書と契約書添付書類の発注者及び受注者の略称に整合がなかった。今後は「志摩市契約規則」に基づき適正な事務処理を行われない。

【注意事項】

(生涯学習スポーツ課)

- (1) 財政援助団体より補助事業等実績報告書の添付書類のうち補助金等精算書(様式第5号の2)が提出されていない団体が複数見受けられた。今後は「志摩市補助金等交付規則」に基づき適正な事務処理を行われない。

【注意事項】

- (2) 補助事業等実績報告書に補助対象外の費用が含まれているものが多々見受けられるので申請者へ対象外経費を補助事業等の経費精算額に含めないように指導されたい。今後は、「志摩市補助金等交付規則」に基づき適正な事務処理を行われない。

【注意事項】

【議会事務局】

(議事課)

特になし。

【監査委員事務局】

- (1) 定期監査の実施時期について議会での決算認定後となるので前倒しして実施できないか検討すること。 【意見】

【農業委員会事務局】

特になし。